

# 消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地

☎ 083-923-5614

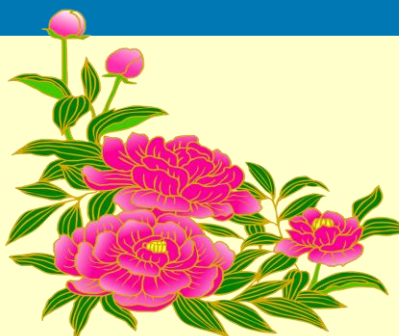
FAX 083-928-5416

✉ syohisya.net@yamaguchi.coop

<http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net>

2019年7月8日

NO. 39 kawakami



エシカル・・・最近よく耳にしますね～

エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」といいます。少し難しいようだけれど、結構身近なところで、実践できたり、協力できたりすることが一杯あるようです。

## 第10回通常総会を開催しました。

6月27日（木）13時30分より山口県労福協会館において第10回通常総会を開催しました。当日は、団体、個人正会員を含め25人が出席し、福浪美紀さんの司会で開会され、藪本知二理事長の開会挨拶があり、来賓として山口県環境生活課主幹の池本英晴様よりご祝辞を頂きました。議長には、若崎智子さんが選出され、議事録署名人として根ヶ山陽子さんと三浦良枝さんを選任し、書記として山岡哲也さんを任命しました。

**議案審議** 議長より出席人数が基準を満たし本総会が成立していることが報告された後、荒瀬事務局長より第1号議案「2018年度事業報告、決算報告」第2号議案「2019年度活動計画及び予算案」第3号議案「議案決議効力発生の件」の提案があり、岡本栄監事が監査報告を行いました。質疑応答後、各議案について採決を行い、第1号議案、第2号議案、第3号議案とも満場一致で採択されました。

※議決権をもつ正会員数116人中、実出席16人、書面議決書74人、計90人（採決時）



第10回消費者ネットやまぐち通常総会（労福協会館）



ご祝辞を頂いた県民生活課 藪本知二理事長

主幹 池本 様



### 記念講演

演 題：「消費税法改正～軽減税率制度」

講 師：山口税務書個人課税第一部門統括国税調査官 山下直志氏  
「ポイント還元制度」

講 師：消費者ネットやまぐち事務局長 荒瀬 泰氏  
軽減税率制度の説明をわかりやすく教えていただきました。



## 2018年度活動の振り返りと課題

### 2018年度の振り返り

2018年度の一歩の活動成果は、今まで山口市以外で実施できなかった夜間無料法律相談会を周南市でもはじめることが出来ました。8月から月2回の開催で毎回予約がすぐに一杯になるような状況です。継続課題でもある「消費者安全確保地域協議会」の設置推進は、市町との意見交換会でのテーマとして取り組みました。市町での具体的な効果を生み出せるようにもっと運用面での好事例を集めていけるようにすることが課題で、当団体として協力できることを探る必要があります。啓発活動では、2017度は県の委託事業を引き受けたことで県内各地でのセミナー開催ができましたが、今年度は山口市内でのみの開催しかできず、より幅広い展開と青少年を対象にした広報活動の展開が課題です。

2018年度から「適格消費者団体」を目指した準備を開始しましたが、情報収集と準備活動の具体化をすることに手間取っている状況で、あらためて計画性を高めて準備をすすめることが課題です。その一環として、財政基盤整備のための会員増と不当業者への申入れを行うための体制づくりと運用のしくみの整備が重要な課題です。

### 2018年度の活動

#### (1) 消費者の権利を守るために、啓発活動、支援活動の推進

①「高齢者等を見守るための心得を知ろう」をテーマにした講座を3回開催しました。

②消費者カアアップセミナーとして、高齢者介護施設の家族会、ヘルパー研修会へ講師派遣をしました。

③夜間無料法律相談会を山口市の他に、周南市でも開始し、相談件数は昨年の77件から166件（山口市104件 周南市62件）に増加しました。また、緊急の弁護士相談体制（弁護士緊急スキーム）も開始し、県内での支援の輪を広げることができました。



#### (2) 行政や他団体と連携した活動

①消費者行政充実のために県内市町7市2町との意見交換会を実施しました。

②山口県地消連、山口県消団連、山口県生協連と共同して、県民生活課（県消費生活センター）との意見交換会を春と秋の2回実施しました。



#### (3) 会員組織を拡大し、財政基盤づくり

①個人会員は目標達成しましたが団体会員は、増やすことが出来ませんでした。

②広報活動では夜間無料法律相談の周知、ニュースの発行ができました

#### (4) 他団体とも協力して行政等への提言活動

①各市町との意見交換会を通じて拾い上げた県全体の課題については、県との意見交換会の中で要望として伝え、意見交換をしました。

## 2019 年度活動計画

### (1) 消費者の権利を守るために、啓発活動、支援活動を推進します。

- ①当団体が主催、又は他団体と連携した「消費者力アップセミナー」等の消費者啓発セミナーの開催をすすめます。
  - ・地域住民を対象に消費者被害防止など普段のくらしに役立つ啓発活動を実施します。
  - ・実施に当たっては、費用負担を軽減するため、できるだけ行政や公共団体等の支援制度を活用できるようにします。
- ②「青少年を対象にした消費者啓発活動」の実施をめざします。
  - ・青少年の消費者被害防止や契約トラブル防止を目的に、県内の大学生協と連携した取り組みができるようにします。
- ③夜間無料法律相談会は、各消費生活センターや他の団体との連携を強め、効果的な開催ができることをめざします。
  - ・山口市開催は、法テラス指定相談所の認可を得ましたので、その周知を図ることでより安心して利用できるものにします。
  - ・周南市開催は、実施2年目のため地域での周知を図ります。
  - ・開催地での市報や関係団体等の広報物を通じてのお知らせを強めます。
  - ・その他、開催市で行われる行事等へ積極的に参加しPRします。  
(生協まつりへの出展・その他行事への出展)



- ④他団体や自治体からの「消費者教育」の協力要請については積極的に取り組みます。

### (2) 行政や他団体と連携した活動を推進します。

- ①県の受託事業の高齢者を中心にした消費者被害削減のための「見守り事業者セミナー」を県内4カ所で開催し、見守り活動が多様な参加で行なえることをめざします。
- ②他の消費者団体等との交流会や研究会等に参加し、活動や組織運営についての調査研究を行います。
  - ・適格消費者団体連絡協議会へ参加し、業者への是正申入れ方法や業務運営、体制整備等について学んでいきます。
- ③中学・高校の消費者教育充実に向けて、行政や教育機関、関連機関へ働きかけます。

### (3) 会員組織を拡大し、財政基盤を強めます。

### (4) 他団体とも協力して行政等への提言活動を行います。

### (5) 適格消費者団体をめざして準備活動に取り組みます。

- ①不当業者への是正申入れの活動を実施するために、団体としてのコンプライアンス（法遵守）とガバナンス（組織運営統治）強化のための規程類の整備、情報収集チャネルの整備、申入れ案件を検討するための専門委員会の設置と運用、事務局機能の整備を行います。
- ②設置に向けて県行政や自治体、関係団体との連携ができるように調整、要請をすすめます。



### (6) 創立10周年記念事業に取り組みます。



## 高齢者被害防止見守りセミナーを開催します!!

高齢者の消費者被害未然防止・早期発見に向けて、地域の様々な主体の協力・連携による見守り活動の促進を図るため、消費者被害防止の視点から、見守りに必要な知識や対応方法などについてのセミナーを開催します。

テーマ 「あなたのちょっとした気遣いが高齢者を救う!!」

講師 山口県金融広報アドバイザー・消費生活相談員 岡本 浩司 氏

開催場所 県内 4会場 宇部市・山口市・萩市・柳井市

申し込み方法 参加希望日時、場所、連絡先、お名前をご記入の上消費者ネットやまぐち事務局まで電話またはファクス、メールにてお申込みください。

主催 山口県

参加は無料です。



市 町	開催日	開催時間	会場
宇部市	8月21日(水)	10時～11時30分	宇部市文化会館 研修室1 宇部市朝日町8-1 ☎0836-31-7373
山口市	8月23日(金)	13時30分～15時	山口県保健会館 第3研修室 山口市吉敷下東3丁目1-1 ☎083-934-2200
萩市	8月28日(水)	13時30分～15時	萩市体育館 研修室 萩市椿町3395-1 ☎0838-25-7311
柳井市	8月30日(金)	13時30分～15時	アクティブやない 視聴覚室 柳井市柳井尾ノ上3718-16 ☎0820-24-0081

最近、不審電話や裁判所等からののがきが急増しているようです。電話でつい話したことは、相手にとって、とってもいい情報になっているかもしれません。裁判所等から来たと思われるのがき等は決して書いてある番号に電話をしないで、近くの消費生活センターや警察に確認してください。電話をすることであなたの連絡先や情報が分かってしまうこともあります。なんだか怖い世の中ですが、いろんな相談場所があります。一人で抱え込まないことが大切です。

### 会員を募集してます

団体正会員	入会金	2,000円
	年会費	—□ 10,000円
団体賛助会員	年会費	—□ 10,000円
	入会金	1,000円
個人正会員	入会金	1,000円
	年会費	—□ 2,000円
個人賛助会員	入会金	1,000円
	年会費	—□ 1,000円

消費者ネットやまぐちは会員の皆様の会費で活動しています

### 消費者ネットやまぐち

〒 753-0083

山口市後河原 210 番地

電話番号: 083-923-5614

FAX 番号: 083-928-5416

電子メール:

[syohisya.net@yamaguchi.coop](mailto:syohisya.net@yamaguchi.coop)

